

秋田県公報

目 次

告示	ページ
○平成十八年度クリーンング師試験の実施(八三〇・生活衛生課).....	1
○保安林の指定解除の予定(八三一・秋田地域振興局農林部).....	2
○道路区域の変更(八三二・道路課).....	2
○道路区域の変更及び供用開始(八三三〜八三五・道路課).....	2
○道路区域の供用開始(八三六・道路課).....	3
○河川区域の変更による廃川敷地等(八三七・河川砂防課).....	4
○土砂災害警戒区域の指定(八三八・河川砂防課).....	4
公 告	
○県営土地改良事業の換地計画の決定(秋田地域振興局農林部).....	6
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部).....	6
○特定調達契約に係る落札者の決定(総務事務センター).....	7
収用委員会告示	
○収用の裁決手続の開始の決定(八).....	7
○土地収用事件の審理の開始(九).....	12
収用委員会の公示による通知	
○土地収用事件の審理開始の公示による通知.....	12

告 示

秋田県告示第八百三十号
 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七條第一項の規定により、次のとおり平成十八年度クリーンング師試験を実施するので、クリーンング業法施行細則(昭和三十一年秋田県規則第六号)第四條の規定に基づき、公告する。
 平成十八年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 試験の日時及び場所
 - (一) 日時 平成十九年三月一日(木) 午前十時
 - (二) 場所 秋田市千秋矢留町一番十九号 秋田県環境衛生会館
- 二 試験科目
 - (一) 衛生法規に関する知識
 - (二) 公衆衛生に関する知識
 - (三) 洗濯物の処理に関する知識及び技能
- 三 受験資格
 - (一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七條に規定する者
 - (二) 旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百四十八号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 四 受験申込みに必要な書類
 - (一) 受験願書 一通
 - (二) 添付書類
 - (1) 受験資格を有する者であることを証する書類(ア、イのいずれか) 一通
 - ア 最終学校の卒業証明書
 - イ 卒業証書の原本及びその写し(原本は確認後返却する。郵送により申し込む場合は、返信用封筒(原本返送用、切手貼附)も併せて送付すること。)
 - なお、ア又はイに記載の氏名と現在の氏名が異なる場合は、戸籍抄本一通を添付すること。
 - (2) 写真(縦九センチメートル、横五・五センチメートルの大きさで、出願前六月以内に撮影した正面・無帽のもの) 一枚
 - (3) 履歴書 一通
- 五 受験願書用紙の交付
 - (一) 期間及び時間 土曜日及び日曜日を除き、平成十九年一月九日(火)から同年二月二日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 生活環境文化部生活衛生課又は各地域振興局福祉環境部 郵送による交付を希望する者は、住所、氏名及び郵便番号

を記載した返信用封筒(洋四型)に八十円切手を貼付したものを同封し、生活環境文化部生活衛生課へ申し込むこと。
 六 受験願書の受付

- (一) 期間及び時間 土曜日及び日曜日を除き、平成十九年一月十五日(月)から同年二月二日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

 郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

(二) 場所 居住地を管轄する県の各地域振興局福祉環境部(秋田市に居住する者については秋田地域振興局福祉環境部、能代市に居住する者については山本地域振興局福祉環境部、県外に居住する者については秋田県内の最寄りの地域振興局福祉環境部)で受け付ける。
 郵送の場合は、封筒の表に「クリーンング師試験受験願書 在中」と朱書すること。

七 受験手数料
 (一) 額 一万円
 (二) 納付方法 受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。

八 合格者の発表
 平成十九年三月九日(金) 午前九時に秋田県庁正面公告板及び各地域振興局福祉環境部掲示板に掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

九 試験についての問い合わせ先

生活環境文化部生活衛生課	〒〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号 電話番号〇一八八六〇一五九二
北秋田地域振興局大館福祉環境部	〒〇一八一五六〇一 大館市十二所字平内新田二百三十七番一 電話番号〇一八六一五二一三九五三
北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部	〒〇一八一三三九三 北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地の一 電話番号〇一八六一二一一六五

山本地域振興局福祉環境部	〒〇一六一〇八一五 能代市御指南町一番十号 電話番号〇一八五―五二―四三三二
秋田地域振興局福祉環境部	〒〇一八一―一四〇二 潟上市昭和乱橋字古開百七十二番一 電話番号〇一八一―八五―五一七三
由利地域振興局福祉環境部	〒〇一五―〇八八五 由利本荘市水林四百八番地

仙北地域振興局福祉環境部	〒〇一四―〇〇六二 大仙市大曲上柴町十三番六十二号 電話番号〇一八七―六三―三六八三
平鹿地域振興局福祉環境部	〒〇一三一―八五〇三 横手市旭川一丁目三番四十六号 電話番号〇一八二―四五―六一四一
雄勝地域振興局福祉環境部	〒〇一二―〇八五七

環境部	湯沢市千石町二丁目一番十号 電話番号〇一八三―七三―六一五七
-----	-----------------------------------

秋田県告示第八百三十一号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第二項の規定に基づき、告示する。
 平成十八年十二月二十六日
 秋田県知事 寺田典城

森 林 の 所 在 場 所				全 面 積		保安林面積	保安林解除面積見込み	指定の目的	解除の理由
秋田市	郡 町 村	大字	字	地 番	台 帳 (平方メートル)	見 込 み (ヘクタール)	見 込 み (ヘクタール)	飛砂の防備 公衆の保健	道路用地
	新屋町	砂奴寄	四の六九		一、〇三一	〇・一〇三二	〇・一〇三二		

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び秋田地域振興局農林部並びに秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第八百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十八年十二月二十六日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

県 道	道路の種類		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧新別	新 旧				
			仁賀保矢島館合線	にかほ市院内字滝尻二番一六地先から字赤坂沢二番一六まで	三二・〇〇〃八四・〇〇	〇・二六五
			仁賀保矢島館合線	〃	三二・〇〇〃八四・〇〇	〇・二六五

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十八年十二月二十六日から平成十九年一月十二日まで

秋田県告示第八百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十八年十二月二十六日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

一般国道	道路の種類		区 間	敷地の幅員(メートル)
	新	旧		
百八号	路	線	湯沢市秋ノ宮字磯二〇番一地先から字杉ノ崎二三番一地先まで	六・二〇〇〇〇三七・二〇〇
	〃	〃		
				〇・三二八

- 二 供用開始の期日 平成十八年十二月二十六日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十八年十二月二十六日から平成十九年一月十二日まで

秋田県告示第八百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成十八年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域及び供用開始の区間

県 道	道路の種類		区 間	敷地の幅員(メートル)
	新	旧		
寺内新屋雄和線	路	線	秋田市豊岩豊巻字上野八一番一から秋田市豊岩豊巻字内縄尻五番四まで	一六・八〇〇〇四九・八〇〇
	〃	〃		
				一・一七五

- 二 供用開始の期日 平成十八年十二月二十七日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十八年十二月二十七日から平成十九年一月十二日まで

秋田県告示第八百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成十八年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域及び供用開始の区間

県 道	道路の種類		区 間	敷地の幅員(メートル)
	新	旧		
秋田空港東線	路	線	秋田市雄和椿川字山籠四八番三地先から秋田市雄和平尾鳥字中山一九番一地先まで	一一・〇〇〇〇一七六・〇〇〇
	〃	〃		
				三・三九七

- 二 供用開始の期日 平成十八年十二月二十七日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十八年十二月二十七日から平成十九年一月十二日まで

秋田県告示第八百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十八年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	後坂藤里峡公園線	山本郡藤里町粕毛字端家一三三番二から字西熊の岱七〇番一地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十八年十二月二十八日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (一) 場所 建設交通部道路課
 - (二) 期間 平成十八年十二月二十六日から平成十九年一月十二日まで

秋田県告示第八百三十七号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 河川名称 一級河川 小関川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十八年十二月十二日
- 三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
由利本荘市高尾字下台百一番、百三番、百六番及び百七番	土 地	五、四四七・六五平方メートル

関係図面は、建設交通部河川砂防課及び由利地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

四 その他

河川法施行法(昭和三十九年法律第六十八号)第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

秋田県告示第八百三十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、

次のとおり土砂災害警戒区域を指定するので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成十八年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上芦名沢	鹿角市十和田山根字大清水(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
上芦名沢1号	鹿角市十和田山根字長畑及び熊坂(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
下芦名沢	鹿角市十和田山根字前田、大畑、柳平及び森崎(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
長土路	鹿角市十和田山根字長土路及び下川原(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
毛馬内古館	鹿角市十和田毛馬内字古館及び小比泥並びに鹿角郡小坂町荒谷字野月及び横道(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
前館	鹿角市十和田毛馬内字前館、古館、下夕道及び小比泥(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
下夕道	鹿角市十和田毛馬内字下夕道及び前館(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
長土路1号	鹿角市十和田山根字長土路、志和長根及び不動沢(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
堂ノ下	鹿角市十和田山根字堂ノ下、野鳥沢及び堂ノ上(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

堂ノ下1号	鹿角市十和田山根字堂ノ下(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
堂ノ下2号	鹿角市十和田山根字堂ノ下及び堂ノ上(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
狐森	鹿角市十和田山根字狐森、汁毛川及び坂ノ上並びに同市十和田毛馬内字汁毛川(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
長土路2号	鹿角市十和田山根字長土路及び志和長根(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
ゲツケイ沢	鹿角市十和田山根字大清水、堂ノ下及び向田(次の図のとおり)	土石流
上芦名沢	鹿角市十和田山根字大清水、長畑及び向田(次の図のとおり)	土石流
野鳥沢	鹿角市十和田山根字堂ノ下(次の図のとおり)	土石流
熊坂沢	鹿角市十和田山根字熊坂、長畑及び向田(次の図のとおり)	土石流
白岩悪戸	能代市二ツ井町梅内字白岩悪戸山根(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
家の前	能代市二ツ井町駒形字家前(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
家の前1号	能代市二ツ井町駒形字家前及び家後(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
白砂下1号	能代市二ツ井町切石字白砂下及び館腰(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

上町屋	小倉通り	鎌谷沢2	桜沢	岩下	小掛道	清水3号	清水2号	白岩悪戸1号	白岩悪戸3号	白岩悪戸2号	田ノ沢
仙北市角館町雲然上町屋(次の図のとおり)	仙北市角館町雲然荒屋敷(次の図のとおり)	能代市二ツ井町梅内字白岩悪戸山根及び平成新田(次の図のとおり)	能代市二ツ井町種字桜沢、宮ノ下及び熊野堂前(次の図のとおり)	能代市二ツ井町仁鮎字岩下(次の図のとおり)	能代市二ツ井町仁鮎字小掛道(次の図のとおり)	能代市二ツ井町飛根字高清水(次の図のとおり)	能代市二ツ井町飛根字高清水(次の図のとおり)	能代市二ツ井町梅内字白岩悪戸山根及び平成新田(次の図のとおり)	能代市二ツ井町梅内字白岩悪戸山根(次の図のとおり)	能代市二ツ井町梅内字白岩悪戸山根及び平成新田(次の図のとおり)	能代市二ツ井町梅内字大面(次の図のとおり)
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

西長野沢	山崎沢1	月見堂沢	田中沢	山崎沢	馬喰沢	荒屋敷沢	桂沢	中村沢	中村1号	中村	小倉前
仙北市角館町西長野月見堂及び高森(次の図のとおり)	仙北市角館町雲然山崎(次の図のとおり)	仙北市角館町西長野月見堂及び同町雲然山崎(次の図のとおり)	仙北市角館町雲然田中、千刈田及び下町屋(次の図のとおり)	仙北市角館町雲然山崎及び山口(次の図のとおり)	仙北市角館町雲然山崎及び山口(次の図のとおり)	仙北市角館町雲然荒屋敷(次の図のとおり)	仙北市角館町雲然上町屋(次の図のとおり)	仙北市角館町小勝田中村、水上、早坂及び柳田(次の図のとおり)	仙北市角館町小勝田中村及び水上(次の図のとおり)	仙北市角館町小勝田中村及び早坂(次の図のとおり)	仙北市角館町小勝田小倉前、石瀨、中川原、滝ノ沢及び段の平並びに同町雲然荒屋敷(次の図のとおり)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

ミノ合沢	十七人沢	回立沢	白坂	南町3号	城南町3号	城南町2号	寺内1号	寺内	持田	回立	南町2号	城南町1号	雲然沢1
横手市大沢字大沢及び高寺(次の図のとおり)	横手市大沢字大沢及び高寺(次の図のとおり)	横手市大沢字回立(次の図のとおり)	横手市大屋寺内字漆原(次の図のとおり)	横手市南町及び神明町(次の図のとおり)	横手市城南町及び睦成字助市沢(次の図のとおり)	横手市城南町(次の図のとおり)	横手市大屋寺内字寺内(次の図のとおり)	横手市大屋寺内字寺内(次の図のとおり)	横手市柳田字持田(次の図のとおり)	横手市大沢字回立(次の図のとおり)	横手市南町(次の図のとおり)	横手市城南町及び睦成字助市沢(次の図のとおり)	仙北市角館町雲然山崎(次の図のとおり)
土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流

小田の沢	横手市城南町及び睦成字助市沢(次の図のとおり)	土石流
寺内沢	横手市大屋寺内字漆原(次の図のとおり)	土石流
回立沢2号	横手市大沢字回立(次の図のとおり)	土石流
漆原沢1号	横手市大屋寺内字漆原(次の図のとおり)	土石流
漆原沢2号	横手市大屋寺内字漆原(次の図のとおり)	土石流
白坂沢1号	横手市大屋寺内字寺内及び寺村(次の図のとおり)	土石流
白坂沢2号	横手市大屋新町字鬼嵐及び白坂(次の図のとおり)	土石流
小野	湯沢市泉沢字泉の里(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
酒時の里	湯沢市酒時字酒時ノ里(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
南土沢	湯沢市山田字南土沢(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
樋ノ口	湯沢市山田字樋ノ口(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
樋ノ口1号	湯沢市山田字樋ノ口(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
田ノ沢	湯沢市山田字田ノ沢(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

田ノ沢1号	湯沢市酒時字山岸(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
山岸	湯沢市酒時字山岸(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
古城下	湯沢市泉沢字古城下(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
大沢2	湯沢市酒時(次の図のとおり)	土石流
大日の沢	湯沢市酒時(次の図のとおり)	土石流
田ノ沢2	湯沢市山田(次の図のとおり)	土石流
田ノ沢川	湯沢市山田(次の図のとおり)	土石流
上ノ宿沢	湯沢市山田(次の図のとおり)	土石流
土沢1	湯沢市山田(次の図のとおり)	土石流
土沢2	湯沢市山田(次の図のとおり)	土石流
土沢3	湯沢市山田(次の図のとおり)	土石流
上ノ沢	湯沢市酒時(次の図のとおり)	土石流
石名沢	湯沢市酒時(次の図のとおり)	土石流
土沢4	湯沢市山田(次の図のとおり)	土石流
法龍ヶ沢	湯沢市泉沢(次の図のとおり)	土石流
京櫃沢	湯沢市泉沢(次の図のとおり)	土石流
泉沢1	湯沢市泉沢(次の図のとおり)	土石流
泉沢2	湯沢市泉沢(次の図のとおり)	土石流
泉沢	湯沢市泉沢(次の図のとおり)	土石流

公 告

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

イモ沢	湯沢市泉沢(次の図のとおり)	土石流
泉沢3	湯沢市泉沢(次の図のとおり)	土石流

一 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十八年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(下新城西部地区全工区ほ場整備事業)換地計画書の写し
二 縦覧期間 平成十八年十二月二十七日から平成十九年一月三十日まで
三 縦覧場所 秋田市下新城地域センター

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、仙北市神代土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十八年十二月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 退任理事の住所及び氏名
- 仙北市田沢湖梅沢字森腰二百七十四番地 大石 清美
 - 字沼頭二十二番地 武村 信義
 - 字森腰百六十四番地 樋口 博仁
 - 字西田九十四番地 大山 久雄
 - 田沢湖神代字白旗五十八番地 佐藤 貞博
 - 田沢湖岡崎字大屋敷三十七番地 安藤 武
 - 字鎌川四十一番地一 鈴木 一美
- 二 就任理事の住所及び氏名
- 仙北市田沢湖梅沢字森腰二百七十四番地 大石 清美
 - 字沼頭二十二番地 武村 信義
 - 字森腰百六十四番地 樋口 博仁
 - 字西田九十四番地 大山 久雄

- 仙北市田沢湖神代字白旗五十八番地 佐藤 貞博
- 田沢湖岡崎字大屋敷三十七番地 安藤 武
- 字前村二十五番地 高橋 薫
- 三 退任監事の住所及び氏名
- 仙北市田沢湖神代字板屋二十七番地 佐藤 昭吾
- 田沢湖梅沢字森腰百四十一番地 高橋 光悦
- 就任監事の住所及び氏名
- 仙北市田沢湖神代字板屋二十七番地 佐藤 昭吾
- 田沢湖梅沢字森腰百四十一番地 高橋 光悦

平成十八年十二月二十六日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 落札に係る物品の名称及び数量
除雪グレーダ(四メートル級G) 二台
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日
平成十八年十二月八日
- 四 落札者の名称及び住所
コマツ秋田株式会社 秋田市川尻大川町九番四十八号
- 五 落札金額
四千五百四十五千円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
平成十八年十月十八日

収用委員会告示

秋田県収用委員会告示第八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。
平成十八年十二月二十六日

- 一 起業者の名称
秋田市 代表者 秋田市長 佐竹 敬久
- 二 事業の種類
秋田県収用委員会会長 豊口 祐一

市道飯島金足線(飯島工区)道路新設工事及びこれに伴う農業用道路付替工事
三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	現況
秋田県秋田市 下新城笠岡字 島下り	二番 二十四番	公簿 原野	現況 原野 雑種地

地積(平方メートル)	登記簿上	実測	積(平方メートル)
五九	四九	五三・五二	五三・五二
		六〇・七〇	三五・六五

(別紙図に示す部分に限る。なお、別紙図の登載は省略し、その図面は建設交通部建設管理課に備え置いて縦覧に供する。)
四 土地所有者の氏名及び住所
不明。
ただし、
秋田市下新城笠岡自治会 代表者 長谷川 重次郎
秋田県秋田市下新城笠岡字笠岡二百九十二番地の一
又は、土地登記簿名義人 宇佐美 永太郎 外八十三名 若しくはその相続人(別記のとおり)

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
六 裁決手続の開始を決定した日
平成十八年十二月二十日

- 一 土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 永太郎
- 宇佐美 永徳
- 秋田市下新城笠岡字笠岡三七番地
- 土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 良助
- 宇佐美 孝允

三 秋田市下新城笠岡字堰根四七番地
土地登記簿上の土地所有者 石井 勇治郎
石井 勇幸
秋田市下新城笠岡字堰場三七番地

四 土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 健治
嘉藤 八枝
秋田市土崎港中央六丁目一番三六号
宇佐美 キミエ
秋田市下新城笠岡字笠岡二三二番地
戸部 智恵子
男鹿市払戸字六ツ小屋三八番地二
吉川 昌子
秋田市將軍野桂町三五番四〇号
宇佐美 欽也
秋田市下新城笠岡字笠岡二二〇番地
宇佐美 あつ子
秋田市將軍野南二丁目三番四五号市営住宅四棟一二号
吉田 孝一郎
男鹿市脇本富永字大倉二六番地五
三浦 リエ
男鹿市船川港仁井山字滝沢八番地
鈴木 イク子
秋田市土崎港中央四丁目一番六九号
児玉 二男
潟上市天王字江川一六番地
児玉 志保子
潟上市天王字江川一六番地
宇佐美 貞平
秋田市將軍野東四丁目七番一号
宇佐美 靖夫
秋田市將軍野東四丁目七番一号
吉田 千栄
東京都西東京市西原一丁目八番三三三号
矢代 亜子
埼玉県大里郡寄居町大字寄居一〇六番地一セレブリテ・メゾ
ンA一〇四
一 土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 福則
宇佐美 福弘
秋田市下新城笠岡字笠岡三三番地
土地登記簿上の土地所有者 渡辺 周吉
渡辺 角兵衛

- 一 土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 永太郎
- 宇佐美 永徳
- 秋田市下新城笠岡字笠岡三七番地
- 土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 良助
- 宇佐美 孝允

七 秋田市下新城笠岡字堰根一番地の内
土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 鉄治
宇佐美 重保

八 秋田市下新城笠岡字笠岡七四番地
土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 逸藏
宇佐美 金男

九 秋田市下新城笠岡字笠岡一七一番地の内
土地登記簿上の土地所有者 細谷 権左工門
細谷チヨノ
秋田市下新城笠岡字笠岡一〇一番地六
細谷 清二
秋田市飯島松根東町二番八七号
相澤 テイ
秋田市保戸野鉄砲町一番四一号
細谷 喜久雄
秋田市熊谷市玉井四丁目八〇番地
細谷 春雄
東京都小平市小川町一丁目七九番一四
細谷 齋
住所不明(ただし、最後の住所は秋田市下新城笠岡字笠岡一〇一番地六)
細谷 信男
埼玉県草加市新善町八七番地八
土地登記簿上の土地所有者 中泉 孫治
中泉 貞義

十 秋田市下新城笠岡字堰場一六四番地
土地登記簿上の土地所有者 渡辺 源藏
高井 キクノ
秋田市土崎港相染町字浜ナシ山二番地の六七
渡辺 勇夫
秋田市下新城笠岡字堰根四〇番地
渡辺 基三
千葉県白井市富士一番地の八八
渡辺 春幸
東京都板橋区前野町二丁目二七番二一〇五号
渡辺 志郎
千葉県成田市玉造六丁目一番地三七
渡辺 伍郎
埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼七三六番地一二一
伊藤 キヨミ
秋田市上新城道川字宮ノ下七四番地

十一 秋田市下新城笠岡字笠岡八番地
土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 好造
宇佐美 サ夕
秋田市下新城笠岡字笠岡八番地
山本 キサ
秋田市土崎港東二丁目一七番一七号
駒形 キツノ
秋田市土崎港北六丁目一番九号
佐藤 佳子
秋田市下新城長岡字毛無谷地三五〇番地六
宇佐美 庄幸
秋田市下新城笠岡字笠岡八番地
吉田 敏子
秋田市飯島松根西町一番一四号
保坂 やし子
秋田市飯島長野本町三番四七号
土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 長治
宇佐美 敏
住所不明(ただし、最後の住所は愛知県岡崎市戸崎町字牛
転一〇番地和光寮)
十四 土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 萬治郎
宇佐美 正一郎

十二 秋田市下新城笠岡字笠岡一六三番地三
土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 正治
宇佐美 正男
秋田市下新城笠岡字笠岡三八番地
土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 永八
宇佐美 アイ
秋田市下新城笠岡字笠岡三五番地の二
保坂 チナ
秋田市土崎港北三丁目一九番三二号
宇佐美 典子
秋田市土崎港北三丁目一番一二号
櫻庭 セツ
潟上市天王字塩口九八番地
宇佐美 正勝
秋田市土崎港北三丁目一番一八号
紅屋 良子
秋田市土崎港中央三丁目八番二一号
佐藤 光江
秋田市下新城岩城字上向一七九番地
伊藤 八重
南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口六七番地
宇佐美 忠
住所不明(ただし、住民票では秋田市高陽幸町一三番六号
花立荘)
石郷岡 千代
秋田市寺内後城一九番五号
宇佐美 公生
岩手県盛岡市高松四丁目一七番二〇一三〇四号
宇佐美 土行
秋田市土崎港北三丁目一番一二号
土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 亀治郎
宇佐美 亀男
秋田市飯島道東二丁目五番三七号
天野 久
男鹿市船越字船越二三三番地
相澤 サ夕
潟上市天王字天王六一番地
宇佐美 實
秋田市金足下刈字北野九〇番地の五
宇佐美 春男
神奈川県藤沢市片瀬海岸三丁目二四番一号

十三 秋田市下新城笠岡字笠岡八番地
土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 長治
宇佐美 敏
住所不明(ただし、最後の住所は愛知県岡崎市戸崎町字牛
転一〇番地和光寮)
十四 土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 萬治郎
宇佐美 正一郎

十五 秋田市下新城笠岡字笠岡一六三番地三
土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 正治
宇佐美 正男
秋田市下新城笠岡字笠岡三八番地
土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 永八
宇佐美 アイ
秋田市下新城笠岡字笠岡三五番地の二
保坂 チナ
秋田市土崎港北三丁目一九番三二号
宇佐美 典子
秋田市土崎港北三丁目一番一二号
櫻庭 セツ
潟上市天王字塩口九八番地
宇佐美 正勝
秋田市土崎港北三丁目一番一八号
紅屋 良子
秋田市土崎港中央三丁目八番二一号
佐藤 光江
秋田市下新城岩城字上向一七九番地
伊藤 八重
南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口六七番地
宇佐美 忠
住所不明(ただし、住民票では秋田市高陽幸町一三番六号
花立荘)
石郷岡 千代
秋田市寺内後城一九番五号
宇佐美 公生
岩手県盛岡市高松四丁目一七番二〇一三〇四号
宇佐美 土行
秋田市土崎港北三丁目一番一二号
土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 亀治郎
宇佐美 亀男
秋田市飯島道東二丁目五番三七号
天野 久
男鹿市船越字船越二三三番地
相澤 サ夕
潟上市天王字天王六一番地
宇佐美 實
秋田市金足下刈字北野九〇番地の五
宇佐美 春男
神奈川県藤沢市片瀬海岸三丁目二四番一号

宇佐美 清

秋田市下新城笠岡字笠岡二五番地

三浦 勇

秋田市下新城岩城字下向二二一番地の一

小野 旭

神奈川県横浜市中区末吉町一丁目一七番地青木荘二階

井上 ハルミ

住所不明(ただし、住民票では石川県加賀市山代温泉幸町

五二番地)

十八 土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 和一

宇佐美 孝雄

秋田市下新城笠岡字笠岡一四番地

十九 土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 金市

宇佐美 愼閑

秋田市下新城笠岡字笠岡一二番地

加藤 則子

福井県坂井市三国町南本町二丁目五番七号

宇佐美 定雄

千葉県東金市上谷三四三七番地一九

宇佐美 リエ

秋田市土崎港北五丁目三番三四号東栄荘八号

二十 土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 久太郎

宇佐美 武男

秋田市下新城笠岡字笠岡一九番地

二十一 土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 平十郎

宇佐美 一郎

秋田市下新城笠岡字笠岡九番地

宇佐美 二郎

静岡県下田市蓮台寺四三二番地の一

珍田 美貴子

秋田市御野場一丁目二番二号

中川 義憲

秋田市下新城中野字街道端西二八番地

宇佐美 三郎

愛知県小牧市大字三ツ瀨一八三番地

成田 ムチ子

北海道北斗市追分二丁目六二番一四号

宇佐美 志郎

東京都品川区八潮五丁目一〇番六〇―五二二号

水梨 ケイ子

東京都武蔵野市境五丁目一七番二四―三二一号クレール

武蔵境

二十二 土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 富雄

宇佐美 忠雄

秋田市下新城笠岡字笠岡二八〇番地一

二十三 土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 淳司

島山 ユリ

潟上市飯田川飯塚字家ノ越三九番地八

長島 アキ子

大阪府大阪市平野区長吉出戸二丁目二五番三―四〇五

高橋 ミヨ子

秋田市飯島字坂道端一二番地の一五

武藤 キクエ

秋田市土崎港北一丁目一〇番一五号

金 秋男

秋田市河辺三内字繫沢前田面四五番地

進藤 カツエ

秋田市横森三丁目五番三四号

金 トキ子

秋田市河辺和田字岡村一一七の五

森本 貞子

和歌山県御坊市島三〇六番地一五

北岡 けい子

和歌山県和歌山市中島五〇三番地

安川 眞理子

潟上市天王字北野二三五番地六

宇佐美 兼太郎

秋田市下新城笠岡字笠岡二四七番地

青木 忠

住所不明(ただし、最後の住所は神奈川県横浜市緑区霧

が丘二丁目一六番地四並木ハイツ二〇一)

宇佐美 淳子

宮城県仙台市宮城野区幸町五丁目三番一―一〇一―一号

宇佐美 勝

群馬県桐生市新宿三丁目四番三三三号

土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 平三郎

宇佐美 昭悦

秋田市下新城笠岡字笠岡二六八番地の一

土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 高利

宇佐美 禮

宇佐美 敬

秋田市牛島西三丁目一六番地一三

伊藤 勝明

埼玉県さいたま市北区本郷町一二五六番地二一

宇佐美 正義

秋田市下新城笠岡字笠岡二六一番地

土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 正太郎

宇佐美 庄十郎

秋田市下新城笠岡字笠岡二五三番地

土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 金一郎

宇佐美 雅生

秋田市下新城笠岡字笠岡一八二番地の一

土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 多七郎

宇佐美 欽也

秋田市下新城笠岡字笠岡二二〇番地

土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 辨治郎

宇佐美 一男

秋田市下新城笠岡字笠岡二〇三番地の六

土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 正一

宇佐美 正博

秋田市下新城笠岡字笠岡二〇九番地

土地登記簿上の土地所有者 鎌田 勇次郎

鎌田 次男

秋田市下新城笠岡字笠岡六一番地

土地登記簿上の土地所有者 神馬 清治郎

神馬 久助

秋田市下新城笠岡字笠岡一五番地

土地登記簿上の土地所有者 神馬 源治

神馬 治美

秋田市下新城笠岡字川向一〇〇番地

土地登記簿上の土地所有者 神馬 萬治郎

神馬 アキ子

秋田市下新城笠岡字笠岡二四九番地二

神馬 俊之

秋田市下新城笠岡字笠岡二四九番地二

神馬 俊一

石川県白山市富光寺町二二一番地

神馬 俊二

秋田市下新城笠岡字笠岡一七番地一

神馬 朝子

秋田市将軍野南一丁目二番三号

三十五 土地登記簿上の土地所有者 伊藤 兼五郎

櫻庭 ノリ子

潟上市天王字中羽立三一一番地二

高桑 シン

男鹿市男鹿中滝川字萱置場五三番地

伊藤 てる

埼玉県日高市大字高萩七〇一番地二三

伊藤 トキ子

秋田市飯島緑丘町一一番地二一三〇八号

伊藤 貞美

秋田市下新城笠岡字笠岡二五六番地

伊藤 秀勝

住所不明(ただし、住民票では埼玉県日高市大字高萩七〇一番地二三)

伊藤 恵美子

埼玉県入間市大字仏子四〇一番地一〇ヴィラ花井一〇二

土地登記簿上の土地所有者 佐藤 敬之助

佐藤 貢

秋田市下新城笠岡字堰場二九四番地一

土地登記簿上の土地所有者 佐藤 鶴吉

佐藤 敏雄

秋田市下新城笠岡字笠岡二四三番地

土地登記簿上の土地所有者 佐藤 與吉

山崎 キクエ

北海道網走市向陽ヶ丘五丁目二番五号

北海道苫前郡羽幌町南二条三丁目九番地

山崎 フミ

北海道札幌市豊平区西岡四条十二丁目三番一〇号第一望

羊荘

那部 エミ

住所不明(ただし、本籍地は秋田市土崎港西三丁目一〇

八番地)

佐々木 瞳

秋田市雄和芝野新田字前田二九六番地の二一六九

土地登記簿上の土地所有者 細谷 永蔵

細谷 カチエ

秋田市下新城笠岡字笠岡二四五番地

藤原 サダ子

秋田市下新城笠岡字笠岡二二八番地の三

船木 ミツエ

秋田市濁川字蟹子沢八九番地

保坂 喜代治

秋田市飯島松根東町二番八号

住谷 護

東京都江東区富岡二丁目八番五 三〇四号

斎藤 幸子

秋田市土崎港相染町字浜ナシ山二番地二二〇

藤田 律子

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目一番一号

佐藤 恵美子

神奈川県逗子市小坪一丁目一番四号

保坂 喜久雄

秋田市飯島字天ノ袋二六番地

保坂 俊春

住所不明(ただし、最後の住所は宮城県桃生郡鳴瀬町牛網字四十八三五番地の六)

大淵 仁志

秋田市飯島長野中町四番九号

大淵 和男

秋田市港北新町二番一六号

河村 ハナ子

愛知県名古屋市長白区大根町三二六号おね荘一六棟三〇八号

平澤 雪江

青森県八戸市大字尻内町字尻内二二番地六七

大淵 幸悦

秋田市横森一丁目七番一六号

土地登記簿上の土地所有者 藤原 友一

藤原 友耕

秋田市下新城笠岡字笠岡二二五番地

土地登記簿上の土地所有者 渡邊 清二

渡邊 ノブ

秋田市下新城笠岡字笠岡二〇三番地

玉島 信子

秋田市飯島鼠田二丁目四番三七号

渡邊 節生

秋田市下新城笠岡字笠岡二〇三番地

目黒 初子

男鹿市男鹿中滝川字萱置場二一番地

高沢 幸子

栃木県足利市久保田町一四四番地

渡邊 清得

住所不明(ただし、住民票では秋田市土崎港相染町字堂ノ後六番地二第二東栄荘三号)

田仲 道子

秋田市御野場五丁目六番四号

渡辺 久美子

秋田市山王七丁目三番二二号山王台マンション一〇二号

渡辺 秀世

秋田市下新城笠岡字笠岡二〇三番地

土地登記簿上の土地所有者 石田 運造

石田 義弘

秋田市下新城笠岡字笠岡一八一番地

土地登記簿上の土地所有者 石田 信一

石田 富司

秋田市下新城笠岡字笠岡二二八番地一

土地登記簿上の土地所有者 長谷川 八雄

長谷川 アキ

秋田市下新城笠岡字笠岡二九二番地の二

土地登記簿上の土地所有者 藤原 己代司

藤原 光朗

秋田市下新城笠岡字堰場二〇三番地

土地登記簿上の土地所有者 保坂 鶴治

保坂 チヨノ

秋田市下新城笠岡字堰場一四九番地

土地登記簿上の土地所有者 保坂 宗司

保坂 靖司

秋田市下新城笠岡字堰場一四八番地

土地登記簿上の土地所有者 保坂 豊治

保坂 養子

秋田市下新城笠岡字堰場四九番地

土地登記簿上の土地所有者 保坂 廣蔵

保坂 政廣

秋田市下新城笠岡字堰場一四六番地

土地登記簿上の土地所有者 佐々木 正二

佐々木 ナカ子

秋田市下新城笠岡字堰場一六〇番地の二

佐藤 榮子

秋田市添川字長田六一番地六

佐々木 次男

秋田市下新城笠岡字堰場一六〇番地の二

佐々木 三男

住所不明(ただし、住民票では長野県長野市徳間一丁目一番四号 丸安工業内)
五十一 土地登記簿上の土地所有者 佐々木 廣治
秋田市下新城笠岡字笠岡三〇七番地
松田 秋子
秋田市外旭川字梶ノ目五〇四番地の二
長谷川 ツヨ
秋田市土崎港相染町字大谷地一七番地七
鎌田 廣夫
秋田市下新城中野字琵琶沼七八番地
佐々木 廣行
住所不明(ただし、住民票では秋田市下新城笠岡字笠岡三〇七番地)
中村 博子
秋田市土崎港北三丁目四番三七号
長谷川 隆浩
秋田市土崎港北六丁目三番一八号港北ハイム二〇一号
長谷川 浩二
茨城県坂東市辺田一四番地の四七三菱マテリアル岩井コーポ一号
五十二 土地登記簿上の土地所有者 佐々木 鎌三郎
佐々木 ミヨ
秋田市下新城笠岡字堰場一六二番地
成田 キミ子
北秋田市綴子字太田屋敷後一八番地
中山 眞佐子
南秋田郡井川町今戸字小今戸一四番地
佐々木 正
秋田市下新城笠岡字堰場一六二番地
京増 貴子
東京都足立区青井四丁目三九番一〇一五号
佐々木 徹
埼玉県さいたま市大宮区三橋一丁目三三〇番地八
五十三 土地登記簿上の土地所有者 佐々木 鶴治
佐々木 勝
秋田市下新城笠岡字堰場一六九番地
土地登記簿上の土地所有者 巻口 榮子
巻口 榮子
秋田市下新城笠岡字堰場一七〇番地の四
五十五 土地登記簿上の土地所有者 石田 千代松

石田 一好
秋田市下新城笠岡字堰場一五七番地一
五十六 土地登記簿上の土地所有者 岩間 鉄三郎
岩間 喜太郎
秋田市飯島鼠田二丁目六番八号
五十七 土地登記簿上の土地所有者 小野 憲良
小野 ユキ子
秋田市將軍野東一丁目二番一五一一号
五十八 土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 重勝
成田 久美子
秋田市下新城笠岡字堰場一四五番地
五十九 土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 廣司
宇佐美 廣司
秋田市下新城笠岡字堰場一五三番地
六十 土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 貞
宇佐美 長男
秋田市土崎港西四丁目八番二〇号
宇佐美 勇
秋田市下新城笠岡字笠岡二四一番地
宇佐美 豊
秋田市土崎港相染町字沖谷地一一二番地
宇佐美 勝利
秋田市寺内蛭根二丁目一七番五号
宇佐美 五郎
秋田市添川字境内川原一〇七番地の四
宇佐美 進
六十一 土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 大三
宇佐美 大三
秋田市下新城笠岡字笠岡一〇〇番地の一
六十二 土地登記簿上の土地所有者 渡辺 銀佐久
渡辺 一男
秋田市下新城笠岡字堰場二六八番地一
六十三 土地登記簿上の土地所有者 細谷 長一郎
細谷 照子
由利本荘市岩城富田字根本九番地の三
細谷 學
住所不明(ただし、住民票では秋田市下新城笠岡字堰場二六五番地の一)
小松 美保子
由利本荘市川口字下野一八六番地三本荘ロイヤルコート

A一〇二
細谷 智子
秋田市高陽青柳町一五番二二号
六十四 土地登記簿上の土地所有者 藤原 権一
藤原 萬
秋田市下新城笠岡字堰場一六三番地
六十五 土地登記簿上の土地所有者 佐藤 源吉
佐藤 金蔵
男鹿市船川港南平沢字大畑台無番地
佐藤 源一
秋田市下新城笠岡字堰場一四二番地
鈴木 千エ
秋田市寺内堂ノ沢一丁目二番一一号
佐藤 昇
住所不明(ただし、住民票では千葉県千葉市花見川区内山町八七番地(有)ウエスト工業内)
佐藤 誠
男鹿市船川港南平沢字大畑台無番地
佐藤 要
東京都足立区堀之内一丁目二番六号
六十六 土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 榮次
宇佐美 洋二郎
秋田市寺内蛭根二丁目八番八号
六十七 土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 福治
宇佐美 幸一
秋田市下新城笠岡字堰根一二番地
六十八 土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 久
宇佐美 久
秋田市下新城笠岡字堰根一三番地
六十九 土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 勝蔵
宇佐美 馨
秋田市下新城笠岡字堰根三五番地一
七十 土地登記簿上の土地所有者 宇佐美 重一
宇佐美 キヨエ
秋田市下新城笠岡字堰根三五番地
七十一 土地登記簿上の土地所有者 渡辺 虎一
渡辺 彪
秋田市下新城笠岡字堰根四四番地
七十二 土地登記簿上の土地所有者 渡邊 兵一
渡辺 兵衛
秋田市飯島松根西町一〇番三〇号

七十三 土地登記簿上の土地所有者 渡辺 佐武朗

渡辺 ヒテ

七十四 土地登記簿上の土地所有者 渡邊 秀治

渡邊 秀治

七十五 土地登記簿上の土地所有者 渡辺 貞雄

渡辺 貞雄

七十六 土地登記簿上の土地所有者 渡邊 春藏

渡邊 春藏

七十七 土地登記簿上の土地所有者 渡辺 龜藏

宮本 節子

秋田市下新城笠岡字堰根六番地

渡辺 金光

秋田市下新城笠岡字堰根七番地

渡辺 徹

七十八 土地登記簿上の土地所有者 渡辺 茂松

渡辺 金光

七十九 土地登記簿上の土地所有者 黒澤 藤吉

川口 直子

八十 土地登記簿上の土地所有者 伊藤 鉄治

伊藤 鉄雄

秋田市飯島緑丘町六番一、二号

菅野 啓一

八十一 土地登記簿上の土地所有者 菅野 徹雄

秋田市下新城笠岡字堰根七八番地

細谷 由藏

八十二 土地登記簿上の土地所有者 細谷 與十郎

細谷 裕

八十三 土地登記簿上の土地所有者 細谷 孫太郎

秋田市下新城笠岡字笠岡八八番地

細谷 久一郎

八十四 土地登記簿上の土地所有者 細谷 磐太郎

秋田市下新城笠岡字笠岡五七番地

秋田県収用委員会告示第九号

秋田県収用委員会は、起業者秋田市から平成十八年十一月十日に申請のあった市道飯島金足線(飯島工区)道路新設工事及びこれに伴う農業用道路付替工事に係る土地収用事件の審理を次のとおり開始するので、秋田県収用委員会運営規則(昭和五十一年秋田県収用委員会告示第一号)第六条の規定に基づき、公告する。平成十八年十二月二十六日

- 一 審理開始の期日 平成十九年二月二十八日 午後二時三十分
二 審理開始の場所 秋田市山王四丁目一番二号 秋田地方総合庁舎六階 総庁大会議室

収用委員会の公示による通知

収用委員会の公示による通知

土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第六条の二において準用する同令第五条第二項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

なお、通知書は、当収用委員会事務局(秋田県建設交通部建設管理課)に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成十九年一月十六日をもってその通知があったものとみなされる。平成十八年十二月二十六日

秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一

一 事件名

市道飯島金足線(飯島工区)道路新設工事及びこれに伴う農業用道路付替工事に係る土地収用事件

二 通知書の名称

平成十八年十二月二十日付け秋収委一九六「審理の開始について(通知)」

三 通知を受けるべき者

住所不明 秋田県秋田市下新城笠岡字島下二番及び秋田県秋田市下新城笠岡字島下二十四番の土地の所有者(別記のとおり)

別記

細谷 齋 住所不明(ただし、最後の住所は秋田市下新城笠岡字笠岡一〇一番地六)

宇佐美 敏 住所不明(ただし、最後の住所は愛知県岡崎市戸崎町字牛転十番地和光寮) 宇佐美 忠 住所不明(ただし、住民票では秋田市高陽幸町十三番六号花立荘) 井上 ハルミ 住所不明(ただし、住民票では石川県加賀市山代温泉幸町五二番地)

青木 忠 住所不明(ただし、最後の住所は神奈川県横浜市緑区霧が丘二丁目十六番地四並木ハイツ二〇一) 伊藤 秀勝 住所不明(ただし、住民票では埼玉県日高市大字高萩七〇一番地二二)

那部 エミ 住所不明(ただし、本籍地は秋田市土崎港西三丁目一〇八番地) 保坂 俊春 住所不明(ただし、最後の住所は宮城県桃生郡鳴瀬町牛網字四八三五番地の六) 渡邊 清得 住所不明(ただし、住民票では秋田市土崎港相染町字堂ノ後六番地二第二東栄三三号) 佐々木 三男 住所不明(ただし、住民票では長野県長野市徳間一丁目一番四号丸安工業内)

佐々木 廣行 住所不明(ただし、住民票では秋田市下新城笠岡字笠岡三〇七番地) 細谷 學 住所不明(ただし、住民票では秋田市下新城笠岡字堰場二六五番地の一) 佐藤 昇 住所不明(ただし、住民票では千葉県千葉市花見川区区内山町八七番地(有)ウエスト工業内)

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号 株式会社 松原印刷社 電話 862-8766 FAX 863-0005 Email: matsubara@natsubara-ryu.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号 松原 繁 雄